

改訂前

災害廃棄物対策東北ブロック行動計画について

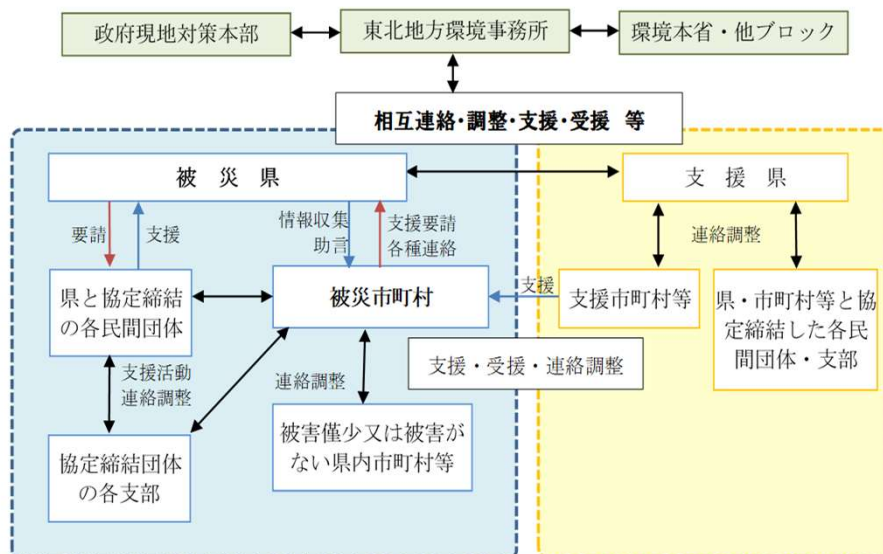
1. 行動計画の目的

- 県域を越えた広域的な連携が必要と想定される大規模災害時に廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現するため、特に大規模災害時に、各主体が取り組むべき具体的・標準的な手順を示すもの。
- 行動計画はブロック協議会で議論及び協議を行い、合意に基づき策定。

2. 協議会の役割

- 平時には、自治体による災害廃棄物処理計画策定支援、人材育成を進め、対応力の向上を図る。
- 発災時には、東北地方環境事務所は被災県からの情報を集約し、災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けて、構成団体と連携し支援と受援の調整を行う。

【災害廃棄物に対応するための初動連携の基本モデル】



3. 災害想定

- ・地震、津波、風水害、大雪、広範囲の降灰を伴う火山噴火。
- ・これらの複数事象の複合型災害。
- ・いずれも東北6県で発生するものを照準とする。

4. 処理方針

発災時の災害廃棄物処理の基本的な考え方を、処理方針として示す。

- 目標処理期間・・・3年以内を目標。(ただし災害規模に応じて柔軟に対応)
- 処理主体・・・処理主体は市町村であることを明記。
- 処理施設の活用・・・被災県内の処理施設を優先的に活用。地元事業者の民間施設の活用や、他市町村との連携も記載。
- 適正処理とリサイクルの推進・・・分別・選別及び再生利用の実施し再生資材の活用努力を明記。

本行動計画の特徴

- 東北ブロックでは平成29年3月に発行した「災害廃棄物処理行政事務の手引き」を全自治体において共有していることから、本行動計画には詳細な事項は盛り込まず、基本的な考え方と具体的行動のパターンの記述としている。
- 平時の備えとしては、協議会を中心とした人材育成の推進に重点を置くこととし、その手法についても協議する。
- 協議会は今後も定期的開催し、社会情勢の変化や処理技術の進歩に合わせて、必要な知見の共有を図ることとしており、それに伴い必要な行動計画の改訂を行うこととしている。
- 仮置場の候補地については、土地の利用状況が年々変化すること、公有地の資産流動性に鑑み、各自治体において定期的にチェックする。


令和元年東日本台風の災害廃棄物対応の教訓

【被災自治体】

- ・組織体制の準備が不十分であったために、初動で場当たりの対応。
- ・仮置場の管理体制を決めていない。
- ・受援側として必要な準備や応援職員に依頼すべき内容がわからない。

【支援自治体】

- ・被災市区町村応援職員確保調整本部からの対口支援通知により支援。
- ・どのような支援に何人必要かわからないまま職員を派遣
- ・災害廃棄物対策の経験のない者が仮置場の管理を依頼された(苦情)



災害廃棄物対策東北ブロック協議会による支援の必要性
⇒人的支援に関する記載がない



災害廃棄物対策東北ブロック行動計画の改訂

1. 行動計画の目的

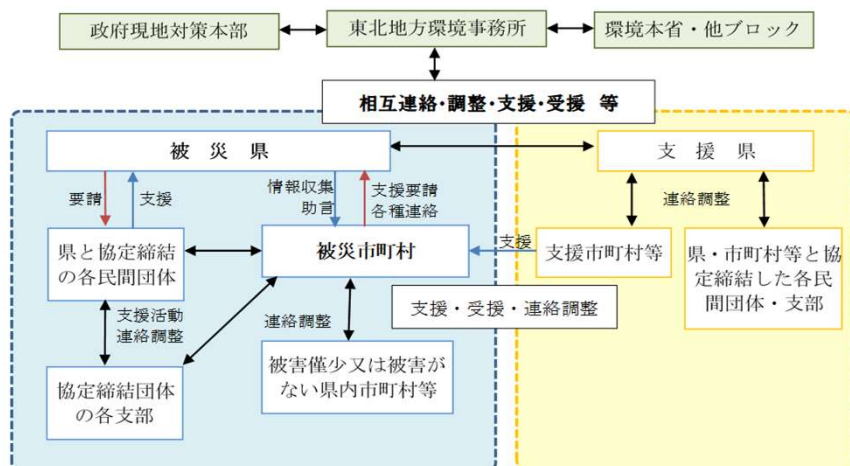
- 県域を越えた広域的な連携が必要と想定される大規模災害時に廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現するため、特に大規模災害時に、各主体が取り組むべき具体的・標準的な手順を示すもの。
- 行動計画はブロック協議会で議論及び協議を行い、合意に基づき策定。

2. 協議会の役割

- 平時には、自治体による災害廃棄物処理計画策定支援、人材育成を進め、対応力の向上を図る。
- 発災時には、東北地方環境事務所は被災県からの情報を集約し、災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けて、構成団体と連携し支援と受援の調整を行う。

また、東北ブロック災害廃棄物処理支援チームを発足し、相互協力体制を構築する

【災害廃棄物に対応するための初動連携の基本モデル】



3. 災害想定

- ・地震、津波、風水害、大雪、広範囲の降灰を伴う火山噴火。
- ・これらの複数事象の複合型災害。
- ・いずれも東北6県で発生するものを照準とする。

4. 処理方針

発災時の災害廃棄物処理の基本的な考え方を、処理方針として示す。

- 目標処理期間・・・3年以内を目標。(ただし災害規模に応じて柔軟に対応)
- 処理主体・・・処理主体は市町村であることを明記。
- 処理施設の活用・・・被災県内の処理施設を優先的に活用。地元事業者の民間施設の活用や、他市町村との連携も記載。
- 適正処理とリサイクルの推進・・・分別・選別及び再生利用の実施し再生資材の活用努力を明記。

本行動計画の特徴

- 東北ブロックでは「災害廃棄物処理行政事務の手引き」を全自治体において共有していることから、本行動計画には詳細な事項は盛り込まず、基本的な考え方と具体的行動の記述としている。
- 東北ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置について、別に定める運営マニュアルに基づき行う。
- 平時の備えとしては、協議会を中心とした人材育成の推進に重点を置くこととし、その手法についても協議する。
- 協議会は今後も定期的開催し、社会情勢の変化や処理技術の進歩に合わせて、必要な知見の共有を図ることとしており、それに伴い必要な行動計画の改訂を行うこととしている。
- 仮置場の候補地については、土地の利用状況が年々変化すること、公有地の資産流動性に鑑み、各自治体において定期的にチェックする。

東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルについて

1. 運営マニュアルの目的

- 災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に規定する災害が、東北ブロック内で発生した時の災害廃棄物処理対応の連携体制について手順等を整理したもの
- 災害廃棄物対策東北ブロック協議会を中心とし、自主的な支援体制の構築を目指す。

2. 支援チームの活動方針

- 被災自治体の災害廃棄物担当部局が、民間事業者への委託等、各種人的支援等を受けながらも、災害廃棄物処理に係る事務を進められるように支援を行う。
- 業務進捗と状況変化等を同一自治体に派遣される支援チーム内で引継ぎ、被災自治体と十分な意思疎通を図りながら一貫した支援を行う。

3. 平時の体制

- 平時から発災時の支援チーム設置に係る連絡窓口情報の共有を行う。

表1 災害時における連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
県 市町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	※優先順位をつけて3名程度共有
	電話（課代表）	※優先順位をつけて3つ程度共有
	FAX	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先（携帯番号等）	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する（公用、私用は問わない）

4. 支援チームの設置

- 支援チーム設置に関する情報や判断要件の適否を総合的に判断して、県及び市町村と協議の上、支援チームを設置するものとする。
- 支援チーム設置は、被災自治体からの要請、同一県内で複数の市町村の被災、被災自治体の組織体制が脆弱等により設置の要否を判断する。

5. 支援チームの活動

- 仮置場・不法投棄現場の状況確認及び支援
- 仮置場の管理及び支援
- 収集運搬支援
- 窓口対応支援
- 小規模被災自治体における受援体制構築の支援
- 被災県で処理できない廃棄物の受け入れ調整支援
- その他（関係会議出席、日報作成、災害報告書作成支援等）

支援チーム派遣にかかる経費等の取り扱い

- 派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する県及び市町村が行う。
- 支援に赴く際及び現地での移動手段、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する県及び市町村が措置する。
- 支援の各自自治体は、被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討する。